

社会福祉法人ひのき会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひのき会（以下「法人」という）の定款第21条の1項の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 役員等は、社会福祉に対する理解の追及並びに経営基盤の強化、法人の重要な方針の決定、指導並びに利用者（社会福祉法人ひのき会に携わる）、地域社会や住民等の交流等のため所定の勤務実態がある場合に報酬を支給し、その役員の地位にあることのみによっては支給しない。

- (1) 報酬支給役職名 理事長
- (2) 無報酬役職名 理事、監事、評議員

(報酬の額の算定方法)

第3条 前条（1）の役員が、次の事項による勤務実態があったとき、その勤務実態に応じて報酬を支給する。

- 2 役員は出勤ごとに所定の出勤簿に捺印しなければならない。
- 3 報酬算定日数及び時間は、週の執務時間は4週を平均して「40時間」を超えない範囲で、その4／10以上とする。
- 4 新たに役員に就任した者には、第3項に基づいて算定した報酬を支給する。
- 5 役員が退任し、又は解任された場合は、第3項に基づいて算定したその日までの報酬を支給する。
- 6 月の途中において就任し、又は解任し、もしくは解任された場合における報酬の額については、第3項に基づいて算定した報酬を支給する。

(報酬額及び支払及び控除)

第4条 第2条（1）の役員が前条の勤務実態が認められたとき、月額200,000円を限度として毎月25日に支給する。ただし、その支給日が金融機関の休日に当たるときは繰り上げて支給する。なお、所得税法上による税を控除した額を支給する。

- 2 前項の額の改定は評議員会が定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日に施行し、平成19年10月1日より適用する。
この規程は、平成22年8月20日に施行し、平成22年4月1日より適用する。
この規程は、平成28年12月13日に施行し平成29年4月1日より適用する。
この規程は、平成29年12月9日（評議員会の議決の日）から施行し、平成29年4月1日より適用する。